

地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画

(名 称) 葛城市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 阿古 和彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道（近鉄、JR）、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バス、そして、主に市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバス等で、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、路線バスの減便など地域公共交通を取り巻く環境は、今後益々厳しくなることが予想される。

一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進展しており、将来的には約3割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活する上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの確保が重要である。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設（庁舎、福祉施設等）、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要な事業である。

なお、当該路線は平成28年2月15日よりコミュニティバスの運行を開始し、平成28年11月には完成した「道の駅かつらぎ」の乗り入れによる改変を終え現在に至る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 目標

「道の駅かつらぎ」乗り入れによる改変後の葛城市コミュニティバスの利用状況は約128人/日（H28.11.3～H29.3.31）。内訳として環状線ルートが約83人/日である。

一方、直近のトレンドで見ると、平成29年4月の運行の利用者数が96人/日（環状利用者数）。

平成30年度は葛城市コミュニティバス（環状利用者数）として運行の利用者数を約100人/日の維持を目指し、さらなる利用者数の増加や利用拡大のための施策を推進する。

(2) 効果

地域公共交通確保維持業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ・ 公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上
- ・ 安全で効率的な公共交通サービスの提供

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

葛城市が、利用促進に関する取り組みを関係機関と協力して実施し、その内容を市HP、広報かつらぎで周知を行う。市主催のイベント等でのバス利用（イベントに参加に合わせたバス利用提案）を促す。

葛城市がバス利用者の利便性を図るために導入した「バスロケーションシステム」の周知を市HP及び広報で図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

葛城市

葛城市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社

7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法
(活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る)

該当なし

8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

該当なし

9. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

10. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5のとおり

12. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当なし

15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

該当なし

16. 協議会の開催状況と主な議論

・平成28年6月15日 事業内容等について説明・協議・承認

地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

- ・平成28年8月16日 地域内フィーダー系統確保維持計画(変更案)について協議
- ・平成29年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(自己評価)について
- ・平成29年5月22日 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について協議

17. 利用者等の意見の反映状況

葛城市地域公共交通活性化協議会には、区長会、商工会、寿連合会、民生児童委員連合会、市議会が委員として参加し、事業計画策定等の協議に加わっていることから、公共交通利用者(市民)の意見が一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。

18. 協議会メンバーの構成

(別表のとおり)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地					終点	運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
奈良県 (葛城市)	奈良交通(株)	(1) 環状線A	忍海	(外回り)いきいき センター・ゆうあい センター・高田市立 病院	忍海	往 27.2km (循環)	357日	1428回		路線定期 運行	①	③
		(2) 環状線B	忍海	(内回り)高田市 立病院・ゆうあい センター・いきいき センター	忍海	往 27.1km (循環)	357日	1071回		路線定期 運行	①	③
		(3) 環状線C	忍海	(外回り)いきいき センター・富原新光 駐車場・高田市立 病院	忍海	往 24.6km (循環)	357日	357回		路線定期 運行	①	③
		(4) 環状線D	忍海	(内回り)高田市 立病院・いきいき センター	忍海	往 23.5km (循環)	357日	714回		路線定期 運行	①	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

31年度

市区町村	運行予定者名 奈良交通(株)	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地 終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
奈良県 (葛城市)		(1) 環状線A	忍海	(外回り)いぎいき センター・ゆうあいき デポ・高田市立 病院 終点 忍海	往 27.2km (循環)	357日	1428回		路線定期 運行	①	③
		(2) 環状線B	忍海	(内回り)いぎいき 立病院・ゆうあいき センター・いぎいき センター 終点 忍海	往 27.1km (循環)	357日	1071回		路線定期 運行	①	③
		(3) 環状線C	忍海	(外回り)いぎいき センター・當麻親光 駐車場・高田市立 病院 終点 忍海	往 24.6km (循環)	357日	357回		路線定期 運行	①	③
		(4) 環状線D	忍海	(内回り)高田市 立病院・いぎいき センター 終点 忍海	往 23.5km (循環)	357日	714回		路線定期 運行	①	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線不規則運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保案
奈良県 (葛城市)	奈良交通(株)	(1) 環状線A	忍海	(外回り)いきいき センター・ゆうあい センター・高田市立 病院	忍海	往 27.2km (循環)	358日	1432回		路線定期 運行	①	③
		(2) 環状線B	忍海	(内回り)いきいき センター・当麻野光 センター・高田市立 病院	忍海	往 27.1km (循環)	358日	1074回		路線定期 運行	①	③
		(3) 環状線C	忍海	(外回り)いきいき センター・高田市立 病院	忍海	往 24.6km (循環)	358日	358回		路線定期 運行	①	③
		(4) 環状線D	忍海	(内回り)高田市 立病院・いきいき センター	忍海	往 23.5km (循環)	358日	716回		路線定期 運行	①	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの順に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保案」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

葛城市地域公共交通活性化協議会委員 名簿

委員名		役職
葛城市市長	阿古 和彦	会長
奈良交通株式会社自動車事業本部乗合事業部長	後藤 秀雄	
近畿日本鉄道株式会社総合企画本部計画部長	福寫 博	
西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長	長澤 卓夫	
公益社団法人奈良県バス協会専務理事	山口 勝彦	
一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事	吾妻 孝義	
一般社団法人奈良県タクシー協会葛城支部会代表	吉川 修市	
奈良国道事務所副所長	隅田 道男	
奈良県高田土木事務所所長	西岡 純一郎	
葛城市都市整備部部長	増井 良之	
奈良県高田警察署交通課長	増田 成彦	
葛城市区長会会長	葛本 國雄	副会長
葛城市区長会副会長	岡本 雄嗣	
葛城市区長会副会長	杵岡 秀樹	
葛城市商工会局長	山下 博史	監事
葛城市寿連合会長寿福祉課会長	山下 正彦	監事
葛城市民生児童委員連合会会長	吉川 正利	
葛城市議会議長	西井 覚	
葛城市議会総務建設常任委員会委員長	朝岡 佐一郎	
近畿運輸局奈良運輸支局長	米田 一彦	
奈良県県土マネジメント部地域交通課長	折原 英人	
奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長	霜永 勝一	
葛城市社会福祉協議会局長	田中 敏幸	